

申22号 「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化」に関する説明交渉を行う！ その2

【線路設備モニタリングによる新たなメンテナンス手法の導入に関して】

6. モニタリング装置で収集するデータとその活用方法を明らかにすること。また、データの有効性を確認する対策を明らかにすること。

- 変位モニタリング…高低、通り、軌間、水準、平面性
- 材料モニタリング…締結装置・継ぎ目でレール周りだけ。マクラギや道床は全部撮れないので、検査の代わりに充当する考えはない。
- 分岐器や構内は、データを取るがあくまでも参考扱い。今後の課題としている。本実施しない。
- レールや締結装置などが見えないとダメなので、除雪や除草、道床整理が必要。しかし、モニタリング装置のために実施するのではなく、あくまでも計画的に実施していくようにする。

7. モニタリング装置を使用できない状態が長期間に及ぶ場合や、連続して有効なモニタリングデータを収集できなかった際の取扱いを明らかにすること。

- 装置自体セルフチェック機能があり、不具合が起こるとNSGのモニタリングセンターでアラームが上がる。
- 走行のたびにデータはとっており、1回や2回程度取れなくても問題ない。
- 予備の装置があるので、装置を取り替えれば取得できる。

8. モニタリング装置を使用した検査手法によって、どの程度の余裕が生み出されるのか明らかにすること。また、生み出される時間・要員の活用について明らかにすること。

- 1級線 変位モニタリング 4回/月 材料モニタリング 1回/月
 - 2級線 変位 2回/月 材料 2ヶ月に1回
 - 3級線 変位 1回/月 材料 2ヶ月に1回
- (複数回データはとっており、いずれも良好なデータをとる回数)
- 徒歩巡視は 1級線～3級線の駅間を3ヶ月に一度に減らす。分岐器のある構内は従来通り。
 - 一例として、軌道材料の傾向を適切に掴み計画的に修繕できれば、ロングレールの検査等にもっと力を入れていける。というような活用をしたい。現場を確認できる体制にしていきたい。

9. 引継検査のうち、モニタリング装置導入によって行う項目を明らかにすること。

- これまでの静的値から動的値に変更となるので、モニタリング装置用の仕上がり基準値を設定する。これによって、JRの立ち会いやその調整、トラックマスターや糸張りでの検査が不要となる。
- モニタリング装置が長期間使用不可能なときは、従来通りトラックマスターや糸張りでの検査する。今でも2週間以内の提出となっているので、その間に走ったデータで代用する。
- 駅構内はこれまで通り立ち会いを行う。また必要に応じて立ち会いを行う。

【閑散線区の保守業務の見直しに関して】

10. 線区と体制変更までのスケジュールを明らかにすること。

- パートナー会社に貸している施設等は必要に応じて間内改良を行う。また、女性設備など、同時に手を入れられるものは、必要に応じて整備していきたい。
- TRAMSを改修し、計画業務や、次年度の要求資料をパートナー会社でも入力できるようにする。

**支社・線区ごとの各種データについては地方交渉時に示せる事ことを確認しました！
本日は第11項と14項の途中で中断となっています。再開は3/22午前となります。**